

協議第 1 3 9 号

平成 1 7 年 月 日 確認

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について

1 確認済みの方針（合併協定書第10項）

- (1) 職員の給与の取扱いについては、地方公務員法に照らしながら統一を図る。
- (2) 職員の給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図る。

2 給与調整の方針

(1) 給与の種類

一般職に属する職員（臨時職員、非常勤職員及び嘱託職員を除く。以下同じ。）の給与は、地方自治法の規定に基づき、給料並びに扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

(2) 給料表の種類

給料表の種類は、次のとおりとする。

- ア 行政職給料表
- イ 教育職給料表（一）
- ウ 教育職給料表（二）

〔行政職給料表〕

- (ア) 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の適用を受けない一般職に属する職員に適用する。
- (イ) 国家公務員の行政職俸給表（一）（他の俸給表の適用を受けない職員に適用）に準拠する。
- (ウ) 新市の規模及び組織や三重県・他都市の状況等を勘案し、国家公務員の行政職俸給表（一）11級制のうち10級までを引用する。
- (I) 技能労務職（現業職員）については、行政職給料表（6級まで）の適用とする。

〔教育職給料表（一）〕

- (ア) 三重短期大学の学長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。
- (イ) 国家公務員の教育職俸給表（一）（国の大学に準ずる教育施設の職員に適用）に準拠することとし、三重短期大学の職員の職務、職責等を勘案し、同表4級制のすべてを引用する。

〔教育職給料表（二）〕

- (ア) 幼稚園の園長、主任、教諭、助教諭、養護教諭及び養護助教諭に適用する。ただし、現在、行政職給料表の適用を受けている職員については、当分の間、行政職給料表を適用する。
- (イ) 国家公務員（中学校、小学校及び幼稚園の教員）に適用される俸給表が廃止されたため、同趣旨の三重県の中学校・小学校教育職給料表に準拠することとし、幼稚園の職員の職務、職責等を勘案し、同表4級制のうち3級までを引用する。

(3) 給料の格付け等

ア 合併関係市町村等の職員個々の採用年月日、在職年数、職種、職位及びその経験年数、年齢等を調査・整理し、新市の組織における級別の職務（資料1参照）・職位への職員の格付け基準を定め、これにより、合併時の職員個々の職務の級及号給（給料月額）を決定（格付け）する。

イ アにより決定（格付け）された給料月額（以下「格付け額」という。）と合併の日の前日の給料月額（以下「現給の額」という。）との間に格差が存する場合は、次のとおり取り扱う。

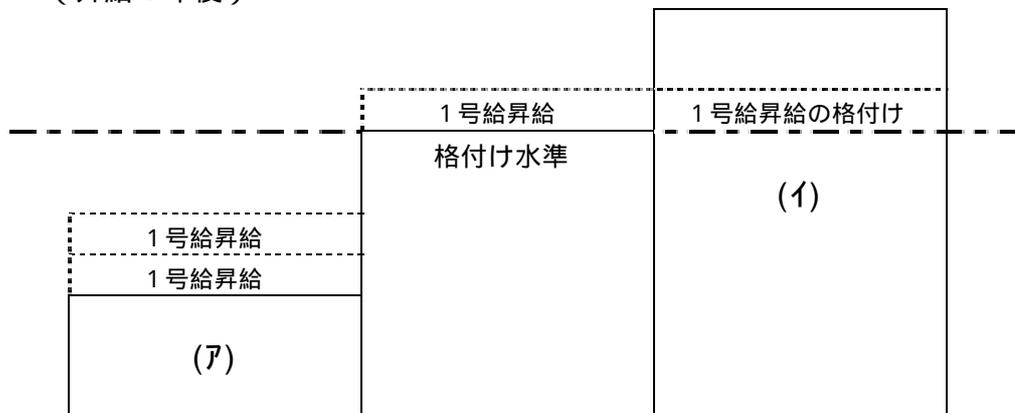
(ア) 現給の額が格付け額より下回る場合

上記1(2)の確認済みの方針を踏まえ、合併時は、現給の額に相当する職務の級（職位）における号給（その号給がない場合は直近上位の号給）を給することを基本とし、合併後3年程度の間昇給期間の短縮により調整を図るが、この間に当該調整が完了しない場合は、引き続き調整を図る。

(イ) 現給の額が格付け額より上回る場合

合併時以降、アによる給料の格付けは行うが、現給の額（給料表の改定等がある場合は、当該改定後等の給料月額）を支給することとし、当該格付け額が現給の額に達するまでの間、昇給を延伸する。また、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当等、職場での勤務実績に応じて支給される手当及び管理職手当の支給額については、当該格付け額に基づいて調整する。

（昇給1年後）



(4) 各種手当の取扱い及び特殊勤務手当の見直し

上記(1)の各種手当の取扱いについては、国家公務員の各種手当の取扱いに準拠する。

また、特殊勤務手当については、平成16年12月の総務省による都道府県等に対する「特殊勤務手当実態調査の結果」及び見直しの取組み要請を踏まえ、

ア 時代の変化に応じ、対象業務に対する支給の必要性及び妥当性を検証し、税・保険料の賦課徴収事務への従事等に対する月額支給の廃止など、10数種類に及ぶ当該手当の削減

イ 死体の火葬処理業務やごみの収集・処分業務への従事に対する支給など、その支給方法が月額となっている10種類以上の当該手当については、その妥当性等を検討し、対象業務に従事した場合ごとに、日額又は件数当たりの額での支給への切り替え

等の調整を合併までに行う。

(5) その他

上記の方針にかかわらず、今後、国等において給与にかかわり制度の見直し・改正等があった場合は、これに準拠して制度の見直し・改正等を行い、これに基づき取り扱う。

資料1 級別の主な職務

(1) 行政職給料表

ア 職務の級 10級

局長級の職務 部長級の職務 (困難業務所掌) 総合支所長の職務

イ 職務の級 9級

部次長級の職務 総合支所長の職務 工事事務所長の職務

ウ 職務の級 8級

副総合支所長の職務 課長(総合支所課長及び教育委員会事務局事務所長を含む。)級の職務

エ 職務の級 7級

担当主幹級の職務

オ 職務の級 6級(これ以下、時間外勤務手当対象)

担当副主幹級(技能労務職を含む。)の職務 副主幹(技能労務職を含む。)の職務

カ 職務の級 5級

主査級の職務 技能長(技能労務職)の職務 主任技能員(技能労務職)の職務など

キ 職務の級 4級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 主任技能員(技能労務職)及び技能員(技能労務職)の職務など

ク 職務の級 3級~1級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 技能員(技能労務職)の職務 主事補(1級)の職務 技師補(1級)の職務など

(2) 教育職給料表(一)

ア 職務の級 4級

短期大学の学長の職務 短期大学の教授の職務

イ 職務の級 3級

短期大学の助教授の職務

ウ 職務の級 2級

短期大学の講師の職務

エ 職務の級 1級

短期大学の講師の職務 短期大学の助手の職務

(3) 教育職給料表(二)

ア 職務の級 3級

幼稚園長の職務 幼稚園の(困難業務所掌)主任の職務

イ 職務の級 2級

幼稚園の主任の職務 幼稚園の教諭及び養護教諭の職務

ウ 職務の級 1級

幼稚園の助教諭及び養護助教諭の職務

合併関係市町村等におけるラスパイレース指数の状況

年 市町村名等	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平均
三重県	102.6	102.7	102.3	100.1	101.9
津市	100.5	100.3	99.8	98.7	99.8
久居市	100.7	101.0	101.1	98.1	100.2
河芸町	93.7	93.9	93.7	90.6	93.0
芸濃町	93.2	92.8	92.7	94.6	93.3
美里村	92.2	93.2	94.4	94.5	93.6
安濃町	95.8	94.7	92.2	91.2	93.5
香良洲町	89.9	91.7	93.4	91.9	91.7
一志町	94.6	97.1	96.3	94.2	95.6
白山町	98.3	97.3	97.1	94.0	96.7
美杉村	97.8	98.2	98.7	96.9	97.9
10市町村 平均	95.7	96.0	95.9	94.5	95.5

※ ラスパイレース指数は、地方公共団体の一般行政職に係る給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較算出したもので、国を100としたものです。

合併関係市町村における学歴別・経験年数別平均給料月額状況

(単位:百円)

学歴	経験年数	国家公務員	三重県	合併関係市町村(総計)	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
大学卒	15年以上20年未満	3,643	3,619	3,423	3,473	3,348	3,345	3,341	3,482	3,345	3,359	3,154	3,316	3,013
	20年以上25年未満	4,155	4,052	3,800	3,883	3,786	3,717	4,065	—	3,823	—	3,835	3,569	—
	25年以上30年未満	4,481	4,301	4,091	4,102	4,225	4,008	3,945	3,962	3,986	4,127	4,003	4,018	4,098
	30年以上35年未満	4,574	4,664	4,428	4,384	4,689	4,190	—	—	4,439	—	—	4,269	—
	35年以上	4,725	4,902	4,669	4,591	5,107	4,376	—	—	—	—	—	—	—
短大卒	15年以上20年未満	3,192	3,191	2,937	3,152	2,857	—	—	—	—	2,714	2,793	2,921	3,011
	20年以上25年未満	3,736	3,814	3,486	3,634	3,359	3,431	—	3,573	—	—	—	—	3,486
	25年以上30年未満	4,090	4,069	3,869	3,964	—	3,606	—	3,997	3,663	3,962	3,945	3,778	—
	30年以上35年未満	4,353	4,308	4,086	4,175	4,291	2,765	—	3,962	3,878	4,014	4,031	3,962	—
	35年以上	4,469	4,545	4,202	4,462	4,633	3,628	—	—	3,816	—	4,341	3,962	—
高校卒	15年以上20年未満	3,058	3,005	2,966	3,018	2,921	—	—	2,609	—	3,131	2,860	—	2,882
	20年以上25年未満	3,561	3,627	3,441	3,748	3,489	—	3,427	3,090	3,468	—	3,452	3,285	3,481
	25年以上30年未満	3,979	3,986	3,782	3,859	3,914	3,620	3,771	3,791	3,823	3,482	3,938	3,737	3,619
	30年以上35年未満	4,244	4,289	4,085	4,092	4,230	3,981	3,807	4,095	4,034	3,590	4,135	4,100	3,991
	35年以上	4,401	4,523	4,390	4,398	4,670	4,202	4,325	4,343	4,226	4,369	4,511	4,300	4,266

※ 上記平均給料月額は、平成17年 地方公務員給与実態調査等による。

※ 表中の合併関係市町村(総計)は、合併関係市町村における職員に係る学歴別・経験年数別の給料月額の総額を当該学歴別・経験年数別の職員数で除して得た額を平均給料月額としています。

※ 表中の「—」は、該当者無しを表しています。

職員配置人員

配置人員は、平成17年4月1日現在の職員数3,119人を基本としており、平成18年1月1日及び同年4月1日時点では退職者人員又は採用者人員等の関係から、若干減員等がなされることとなります。

本庁等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。
単位:人

部 等	配 置 人 員	備 考
市長公室	48	東京事務所職員を含む。
防災危機管理室	12	
総務部	45	(仮称)津市ケーブルテレビシステム放送通信センターの職員を含む。
財務部	118	
市民部	58	12出張所、津市斎場、アストプラザオフィス、津リージョンプラザ及び津市中央市民館の出先機関職員を除く。
環境部	134	環境事業課職員を含み、衛生中継所、西部クリーンセンター等の出先機関職員を除く。
健康福祉部	127	保育所、療育センター、保健センター等の出先機関職員を除く。
商工観光部	35	
農林水産部	44	
競艇事業部	35	
都市計画部	100	久居工事事務所職員を含む。
建設部	115	建設作業事務所職員を含む。
下水道部	86	中央浄化センター職員を含む。
水道局	130	管理者を除き、浄水場及び水道事業所・美杉分室の職員を含む。
消防本部・消防署	343	消防長を除く。
収入役室	13	
短期大学	14	学長及び担当教員を除く。
議会事務局	13	
教育委員会事務局	120	教職員及び教育研究所職員を含み、図書館職員及び幼稚園職員等を除く。(教育)事務局職員は、含まず(別途記載)。
選挙管理委員会事務局	6	
監査事務局	7	
農業委員会事務局	6	
合 計	1,609	兼職及び併任の職員は含まず。

配置人員は、平成17年4月1日現在の職員数3,119人を基本としており、平成18年1月1日及び同年4月1日時点では退職者人員又は採用者人員等の関係から、若干減員等がなされることとなります。

総合支所等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。

単位:人

総合支所	配置人員 (派遣職員を含み、出先機関等職員を除く。)	教育委員会事務局事務所	配置人員 (派遣職員を含み、出先機関等職員を除く。)	合計
久居総合支所	130	教育委員会事務局久居事務所	17	147
河芸総合支所	54	教育委員会事務局河芸事務所	12	66
芸濃総合支所	40	教育委員会事務局芸濃事務所	6	46
美里総合支所	34	教育委員会事務局美里事務所	5	39
安濃総合支所	47	教育委員会事務局安濃事務所	5	52
香良洲総合支所	28	教育委員会事務局香良洲事務所	4	32
一志総合支所	58	教育委員会事務局一志事務所	9	67
白山総合支所	61	教育委員会事務局白山事務所	9	70
美杉総合支所	41	教育委員会事務局美杉事務所	5	46
合計	493		72	565 (兼職及び併任の職員は、含まず。)

その他出先機関等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。

単位:人

出先機関等	配置人員 (現状を基本)	出先機関等	配置人員 (現状を基本)	備考
保育園等	333	幼稚園	174	
小学校	153	出張所	50	
保健センター	44	中学校	32	
文化センター等	26	その他	133	
合計		945		兼職及び併任の職員は、含まず。